に改め、「及び次項第一号」を削り、同項第七号中「第五条の三第五項」を「第五条の三第九項」に改め、同項第八号中「次項第六号及び第四項第四号」を「次項第四号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第三条の二第八項」を「第三条の二第七項」に改め、同項第二号中「第五条の三第五項」を「第五条の三第九項」に、「第五条の二第十七項」を「第五条の二第十六項」に、「特定振替機関等」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第三条の二第八項」を「第三条の二第七項」に改め、同項第二号中「第五条の三第五項」を「第五条の三第九項」に、「第五条の二第十三項」を「第五条の二第十一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　施行令第三条の二第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第三条の二第十二項に規定する申請書を提出する者の営業所等の所在地

二　その他参考となるべき事項

5　法第五条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五条の三第七項の規定による通知をする適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

二　非課税適用申告書を提出した者（施行令第三条の二第十九項において準用する施行令第三条第二項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる者を含む。第九項第二号において同じ。）が前号に規定する適格外国仲介業者から振替記載等を受けている法第五条の三第七項に規定する特定振替社債等（その利子等につき同条第一項又は第三項後段の規定の適用を受けることとなるものに限る。）の銘柄（社債、株式等の振替に関する法律第六十八条第三項第二号（同法第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第三項第二号（同法第二百五十一条第一項及び第二百五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する銘柄をいう。以下この項及び第九項において同じ。）及びその銘柄ごとの当該特定振替社債等に係る償還金の額

三　前号に規定する特定振替社債等の銘柄ごとの利子等の支払年月日

四　その他参考となるべき事項

第三条の十九第十三項中「第五条の三第六項」を「第五条の三第十項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該書類を提出する者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（当該書類が特定振替社債等のうち法第五条の三第四項第七号ホに掲げるものに係るものである場合には、当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を含む。）

第三条の十九第十三項を同条第十七項とし、同条第十項から第十二項までを削り、同条第九項中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「第三条の二第十五項」を「第三条の二第二十一項」に改め、同項第一号中「第三条の二第十四項」を「第三条の二第二十項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第三条の二第十四項に規定する書類」を「第三条の二第二十項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第三条の二第十四項」を「第三条の二第二十項」に改め、同項第三号中「第十三項第三号」を「第十七項第三号」に改め、同項第四号中「第一項第一号又は第二号」を「前条第一項第一号又は第二号」に改め、同項第五号中「第一項第四号」を「前条第一項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「、第四項、第六項から第十一項まで、第十五項から第五十四項まで」を「から第六項まで、第九項から第十八項まで及び第二十三項から第二十九項まで」に、「施行令第三条の二第十三項」を「法第五条の三第九項において準用する法第五条の二第二項から第四項まで、第六項、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定並びに施行令第三条の二第十九項」に、「第三条第二項から第六項まで、第九項から第十一項まで、第十六項、第二十一項から第三十二項まで、第三十四項から第三十九項まで、第四十一項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十三項まで」を「第三条第一項から第四項まで、第六項、第十項、第十五項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」に、「規定中」を「前条の規定中」に改め、同項の表を次のように改める。

第三項第一号	特定振替機関等	特定振替機関等（法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等をいう。以下この条において同じ。）
	第五条の二第七項第二号	第五条の三第四項第二号
第五条の二第七項第三号	第五条の三第四項第三号
第三項第三号	特定振替社債等に係る確認	振替国債等に係る確認
	適格外国仲介業者の特定国外営業所等	法第五条の三第四項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）の同項第五号に規定する特定国外営業所等（以下この条において「特定国外営業所等」という。）	次条第一項第一号
第十一項	第二項第一号	次条第一項
第十五項	第二項	次条第一項	法第五条の三第一項又は第三項後段
第十六項第二号	同条第一項又は第五項後段	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十八条第三項第二号（同法第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）又は第百九十四条第三項第二号（同法第二百五十一条第一項及び第二百五十四条第一項において準用する場合を含む。）	第五条の三第一項又は第三項後段
第二十三項第三号	第五条の二第一項又は第五項後段	第五条の三第七項又は第八項
第二十四項第一号	第五条の二第十五項	第五条の三第七項又は第八項
第二十四項第三号	第十九項第二号	次条第五項第二号及び第九項第二号
第二十八項	同条第一項の	法第五条の三第一項の
	第二項、	次条第一項、第九項及び第十項並びに